概要版

第８期毛呂山町高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

－令和３（2021）年度～令和５（2023）年度－

1　計画の基本的な考え方

平成 30（2018）年３月に策定した第７期計画では、『地域包括ケアシステム』の深化・推進をはじめとした施策を進めてきましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症により、高齢者福祉施策の展開においても大きな影響を受けています。しかしながら、高齢化の進行は止まることはありません。第８期計画では、感染症対策を徹底したうえで、新しい生活様式を取り入れながら地域での「くらし」を再スタートしていくための取り組みを進めていきます。

2　地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

第８期計画では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図りながら、地域包括ケアシステムの推進とあわせて社会福祉基盤の整備や地域づくりを一体的に取り組む必要があります。

3　計画の根拠・位置づけ

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」であり、本町はこの２つの計画を一体として策定しています。

4　計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から令和５（2023）年度までの３か年です。

5　計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の推進と発展に取り組んでいきます。

そして、一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して暮らすまちにするためには、地域で協力しあい、互いに支え合っていくことが必要です。行政が制度やサービスなどの整備を進める一方、地域において住民が「まちの主役である」という認識のもと、まちづくりに参加していくことが大きな力となります。行政が住民・事業者等と連携・協働しながら、基本理念の実現に努めていきます。

＜基本理念＞

住み慣れた地域で、いつまでも安心に・自分らしく・いきいき暮らすまち・もろやま

6　地域包括ケアシステムの令和７年（2025 年）のイメージ

令和７（2025）年度	本町の状況	問題	課題
○人口の減少・高齢化の進展 ○“団塊の世代”が 75 歳以上の後期高齢期を迎える	・人口は着実に減少する一方、高齢化率は約 37%に上昇（町民の３人に１人以上が 65 歳以上の高齢者） ・高齢者の約６割が 75 歳以上の後期高齢者（高齢者の年齢構造の変化）	・認知症の方、要介護リスク・病気にかかるリスクの高い方の増加 ・単身もしくは高齢者のみの世帯の増加 ・介護保険給付費、保険料負担の増大	・介護予防・生活支援サービスの充実 ・認知症施策の推進 ・在宅医療の充実 ・低所得者対策、給付費の伸びの抑制（適正化）

「住み慣れた地域で、いつまでも安心に・自分らしく・いきいき暮らすまち・もろやま」の実現
（地域包括ケアシステムの推進と発展）

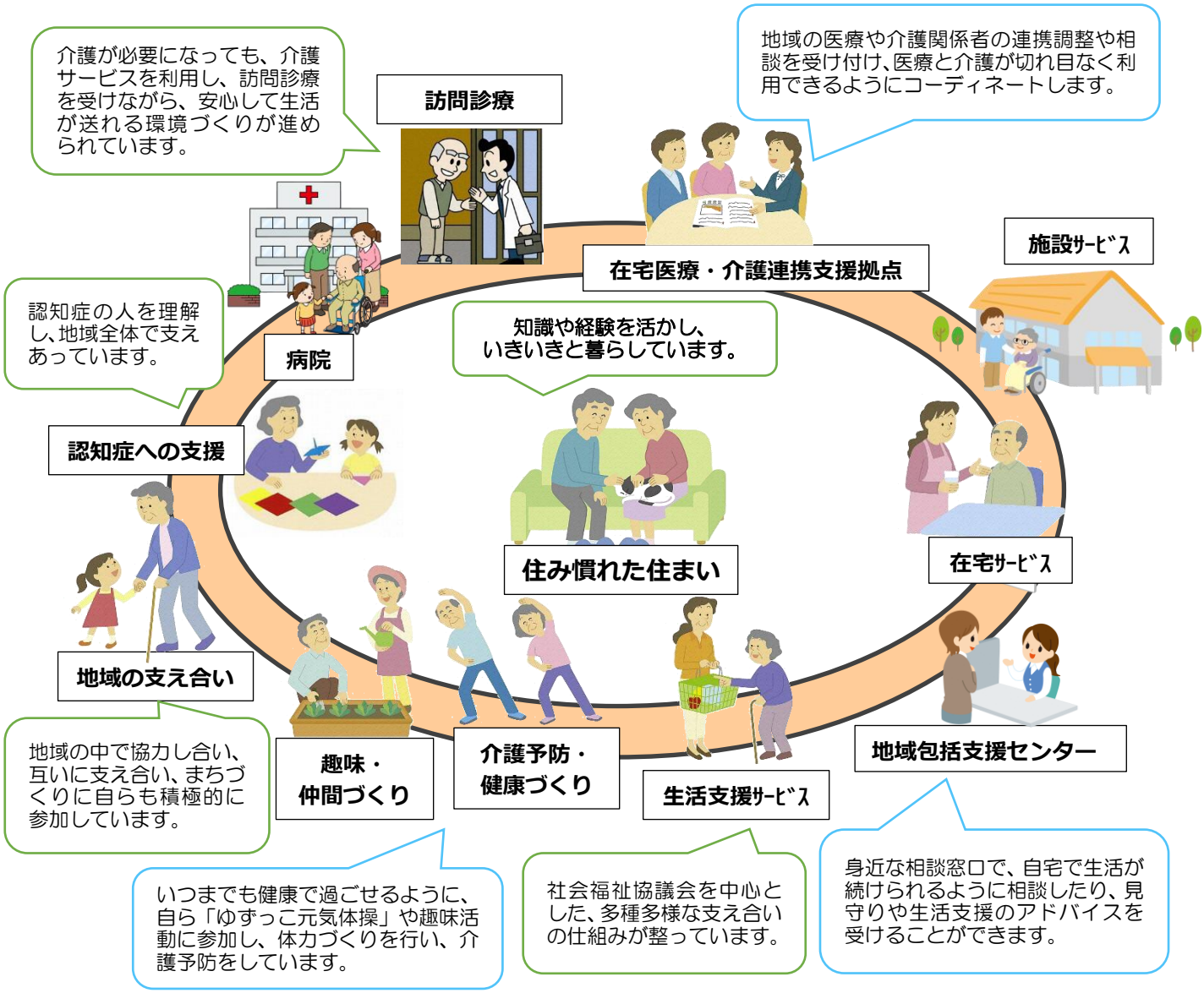

7　施策体系

本計画の基本理念の実現に向けて、次の施策体系のもとで施策を推進します。

基本目標１　地域包括ケアシステムの推進と発展

基本施策	主な取組
１　地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組み	（１）地域ケア会議の推進 （２）在宅医療・介護連携の推進 （３）地域包括支援センターの機能強化
２　総合的な認知症施策の充実と権利擁護の推進	（１）認知症支援施策の充実 （２）権利擁護の推進

基本目標２　介護保険基盤の充実

基本施策	主な取組
１　介護予防・日常生活支援総合事業の推進	（１）介護予防・生活支援サービスの推進 （２）一般介護予防事業の推進
２　介護サービスの充実	（１）居宅サービス （２）施設サービス （３）地域密着型サービス （４）市町村特別給付におけるサービス
３　サービスの質の向上	（１）サービス提供のための体制整備 （２）介護人材の確保及び資質の向上

基本目標３　生きがいづくりと社会活動への参加の促進

基本施策	主な取組
１　生きがいづくりの推進	（１）生きがい・仲間づくりの推進 （２）学習活動
２　社会活動への参加の促進	（１）就労の促進 （２）生活支援体制の整備

基本目標４　安心して暮らせるための保健・福祉の充実

基本施策	主な取組
１　健康づくりの推進	（１）健康の維持・増進 （２）疾病予防の充実 （３）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
２　生活を支援するサービスの充実	（１）家族介護支援 （２）高齢者福祉サービスの充実 （３）高齢者の住まい環境づくり

8　日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、平成 18（2006）年度より、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件に基づいて、各保険者が設定しています。

本町では人口規模や地理的条件、日常生活の利便性などを考慮しても、生活形態に大きな差はみられず、また、令和元（2019）年度に実施した「毛呂山町高齢者実態調査」においても、大きな地域差はみられませんでした。そのため、今回の第８期計画においても、町全体を１つの日常生活圏域として設定しました。

9　第１号被保険者の介護保険料

第８期においては、第７期計画と同様に所得段階を 12 段階で設定します。

■所得段階別第１号被保険者の介護保険料の設定　※１

所得段階	対象者	保険料基準額に対する割合	保険料年額
第１段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.50 （0.30）※2	27,600 円 （16,500 円）
第２段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.70 （0.45）※3	38,600 円 （24,800 円）
第３段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が 120 万円超の方	基準額×0.75 （0.70）※4	41,400 円 （38,600 円）
第４段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.90	49,600 円
第５段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が 80 万円超の方	基準額×1.00	55,200 円
第６段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	66,200 円
第７段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	71,700 円
第８段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	82,800 円
第９段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.70	93,800 円
第 10 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額×1.80	99,300 円
第 11 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	基準額×1.90	104,800 円
第 12 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	基準額×2.00	110,400 円

※1 保険料基準額（年額）は、「月額基準額×12 か月（100 円未満切り捨て）」により算出
※2 公費で負担する軽減制度により、第１段階の保険料率は「0.50→0.30」に軽減となります。
※3 公費で負担する軽減制度により、第２段階の保険料率は「0.70→0.45」に軽減となります。
※4 公費で負担する軽減制度により、第３段階の保険料率は「0.75→0.70」に軽減となります。

第８期毛呂山町高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）
－令和３（2021）年度～令和５（2023）年度－
<概要版>
令和３年３月　発行　毛呂山町
TEL：049-295-2112（代表）　FAX：049-276-1013